

「街かど安全 10 万人の目警戒」運動実施にともなう 協定の締結について

20. 03. 27

1 協定の目的

安全で安心なまちの実現のため、「街かど安全 10 万人の目警戒」運動を区・区内 3 警察署・区内 3 防犯協会が合同で実施するにあたり、各機関・団体の役割分担および経費区分を明確にするため。

2 協定の概要（別紙協定書案文参照）

(1)協定者

- ①練馬区 練馬区長
- ②各警察署 練馬警察署長・光が丘警察署長・石神井警察署長
- ③各防犯協会 練馬防犯協会会長・光が丘防犯協会会長・石神井防犯協会会長

(2)「街かど安全 10 万人の目警戒」運動の定義 [第 2 条]

日中適宜の時間帯に 10 分程度、自宅付近で体操・樹木の手入れ・掃除・散歩等を兼ねた路地の警戒や、あいさつや声かけの励行、不審者発見時の 110 番通報などの取り組みを地域の方々に呼びかけ、頻繁に地域の住民が街かどに出ていることで、犯罪の抑止および防止を図る運動。

※ 各警察署管内の世帯数がおおむね 10 万世帯。家族のうち少なくともひとりはこの運動を行ってほしいとの考えから、「10 万人」と名づける。

(3)各機関・団体の役割 [第 3 条～第 5 条]

	役割
練馬区	<ul style="list-style-type: none">・ 区報・ホームページによる区民への周知・ ポスター・チラシの配布、各種防犯用品の配布・ 警察署や防犯協会が行う各種活動に対する活動に必要な物品の配布
各警察署	<ul style="list-style-type: none">・ 研修会・講習会の実施など、犯罪の抑止防止に係る活動の実施・ 犯罪の抑止防止に係る情報の提供
各防犯協会	<ul style="list-style-type: none">・ 「街かど安全サポーター」の指定・ 地域住民への当該運動への取り組みのお願い

(4)年間計画の策定 [第 6 条]

各機関・団体は、当該運動の年間計画をあらかじめ協議して定め、当該計画に基づく支出計画を策定する。

3 協定の締結

当初の協定締結は平成 17 年 11 月 28 日。協定締結から 3 年を経過することから内容の確認を行い、平成 20 年 3 月 27 日に改めて協定締結（平成 23 年 3 月 31 日まで）